

国土交通省東北地方整備局
令和 3 年 5 月 2 1 日

民間競争入札実施事業
「国営みちのく杜の湖畔公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営みちのく杜の湖畔公園（宮城県柴田郡川崎町）における運営維持管理業務</p> <p>1) 公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>① 本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体の計画立案及びマネジメント ・入園料徴収、臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務等 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視等 <p>② 施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、遊具、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（園内清掃、園内建物清掃）等 <p>③ 植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高木管理、中低木管理、林地管理、草地管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等） <p>2) 収益施設等設置管理運営業務（土地使用料を納めた上で独立採算により行う業務）</p> <p>① 収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場・飲食・物販施設、船遊施設・オートキャンプ場等の運営 <p>② 自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時飲食・物販施設等の運営 ・飲食・物販施設等の設置運営 ・指定する既存施設の改修運営
事業実施期間	<p>令和 2 年 2 月 1 日から令和 6 年 1 月 3 1 日までの 4 年間 （※評価対象期間は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで）</p>
受託事業者	R元-5 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務 みちのく公園マネジメント共同体
契約金額（税抜）	<p>1,765,000,000円</p> <p style="text-align: center;"> { <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度： 43,090,000円 令和 2 年度： 437,330,000円 令和 3 年度： 439,270,000円 令和 4 年度： 443,330,000円 令和 5 年度： 401,980,000円 } </p>
入札の状況	1 者応札（入札説明書交付者 = 2 者）

事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
受託事業者決定の経緯	<p>本業務にかかる落札者の決定は、総合評価落札方式により実施することとしており、令和元年6月4日の提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認申請書類及び技術提案書について、外部有識者を含む評価者により審査した結果、入札参加資格及び評価基準を満たしていた。</p> <p>入札価格については、令和元年10月21日に開札した結果、予定価格の範囲内であったことから、R元-5 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務みちのく公園マネジメント共同体を受託事業者として決定した。</p>
特記事項 (改善指示・法令違反行為等の有無)	<p>本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。</p>

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「R元-5 国営みちのく杜の湖畔公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

① 全体の年間及び四半期ごとの公園利用者

ア 達成すべき質

【令和元年度】

- ・公園利用者数：第4四半期（2月，3月） 60,000人以上

【令和2年度】

- ・公園利用者数：年間 760,000 人以上

イ 結果

令和元年度の第4四半期(2月, 3月)の利用者数は 52,502 人となり、達成すべき質は確保されなかった。要因としては、2月下旬に厚生労働省より発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」により、利用者が三密状態になることが予測される施設の閉鎖、体験イベント等の中止措置、3月には、飲食売店の店内での飲食営業の自粛、大型行催事の一つである「クリスマスローズまつり」の開催を自粛したことが考えられる。その為、今回は事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和2年度の利用者数は413,686人となり、達成すべき質は確保されなかった。要因としては、4月3日に宮城県より発表された、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の推進としての「不要不急の外出自粛要請」により、利用者の密集が予想される4月11日(土)、12日(日)を臨時閉園措置、さらに4月16日に政府より発表された緊急事態宣言の発令を受け、4月18日から5月17日までの期間を臨時閉園措置とし、5月14日の緊急事態宣言解除後も5月18日から5月末日までの期間を土曜日、日曜日の臨時閉園措置をしたことが考えられる。

この他、新型コロナウイルス感染症対策のため、大規模な集客イベントを中止したこと等に起因するものと考えられ、令和元年度と同様、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質の確保に向け、コロナ禍での社会情勢を確認しながら、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で開催可能なイベントを実施していく予定である。

表 1 令和元年度 公園利用者数の確保

達成すべき質	令和元年度実績
年間：60,000人以上	52,502人
第4四半期：60,000人	52,502人

表 2 令和2年度 公園利用者数の確保

達成すべき質	令和2年度実績
年間：760,000人以上	413,686人

2) 利用者満足度の確保

① 年間及び四半期ごとの公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

【令和元年度】

- ・来園者の「満足」及び「やや満足」の回答比率：第4四半期 87%以上

【令和2年度】

- ・来園者の「満足」及び「やや満足」の回答比率：年間 91%以上

イ 結果

令和元年度の第4四半期(2月, 3月)の「満足」及び「やや満足」の回答比率は、94.9%となり、達成すべき質は確保された。

令和2年度の「満足」及び「やや満足」の回答比率は、93.6%となり、達成すべき質は確保された。

表 3 令和元年度 公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績
年間：87%以上	94.9%
第4四半期：87%以上	94.9%

表 4 令和2年度 公園の運営に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度実績
年間：91%以上	93.6%

3) 公園特性を生かした植物管理

① 4月～12月の「花や水の風景」に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

【令和2年度】

- ・来園者の「満足」及び「やや満足」の回答比率：年間 89%以上

イ 結果

令和2年度の「満足」及び「やや満足」の回答比率は、87.7%となり、達成すべき質の89%に1.3ポイント届かない結果であった為、受注者へ業務改善指示を行った。

受注者が要因分析した結果、要因として、7月に長期間、断続的な雨天が続いた為、花畑に水が停滞し、草花が生育不良となったことと、植え替え作業が、7月下旬から8月中旬までかかってしまったことにより見頃の花が少なく、更には、例年に比べて雑草の生長が早かったことを挙げている。このため、改善計画として、水はけの悪いエリアを中心に排水暗渠を新設し、客土についても部分的に入れ替えを行い、排水環境の改善を図った。

その他、令和3年度以降、季節にあわせた花修景が楽しめ、達成すべき質が確保されるよう、巡回頻度を上げ、補植や雑草管理の強化に取り組む予定である。

表 5 「花や水の風景」に関する「満足」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和2年度実績
年間：89%以上	87.7%

4) 多様な利用プログラムの提供

①利用プログラムの開催回数

ア 達成すべき質

【令和元年度】

- ・全体：年間100回以上

【令和2年度】

- ・全体：年間810回以上

イ 結果

達成状況は表6のとおりであり、令和元年度の達成すべき質は未達成であった。要因としては、前述のように2月下旬に厚生労働省より発表された「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の具体化に向けた見解」に基づく施設の閉鎖、大型行催事の一つである「クリスマスローズまつり」や利用プログラム等の開催自粛が考えられる。その為、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和2年度については「花のフェスティバル」のような多集客に繋がるような行催事タイトルを付けた広報宣伝等は行わず、来園して頂いた方の満足度向上を図るべ

く、夏から冬にかけて時節毎に「おもてなし企画」と内々で題した行催事の中で、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえつつ、回数、規模を縮小した形で利用プログラムを実施せざるを得なかった結果、年間実績回数は344回となった。その為、令和元年度と同様、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質の確保に向け、コロナ禍での社会状況を鑑みながらの行催事情報発信と、開催可能な利用プログラムについて実施していく予定である。

表 6 利用プログラムの開催回数

	令和元年度（2月, 3月のみ）	令和2年度
達成すべき質 (年間開催数)	100 回以上	810 回以上
実績回数	63 回	344 回

5) 情報受発信

①マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

【令和2年度】

- ・年間 300 件以上

イ 結果

達成状況は表7のとおりであり、令和2年度の達成すべき質は未達成であった。要因としては、前述のように、新型コロナウイルス感染症対策として、第1四半期から多集客に繋がるような広報宣伝や報道関係機関への投げ込み活動の自粛を行ったことが考えられる。その為、今回は事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

令和3年度以降、達成すべき質の確保に向け、コロナ禍での社会状況を鑑みながら新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で開催可能な利用プログラム情報及び季節毎の公園の魅力等について発信を行っていく予定である。

表 7 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和2年度実績
年間 300 件以上	102 件

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

①本業務全体のマネジメント及び企画立案業務

1) マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を総括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、入園料の徴収、国庫への納入などを行うこと、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

2) 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い、認知度を向上すること。

②施設・設備維持管理業務

1)維持修繕・保守点検

保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場、遊具等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2)清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

③植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

④収益施設等設置管理運營業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者から毎月提出される管理月報、四半期毎に提出される四半期報、企画提案実施報告書、その他提出書等の書面にて履行を確認し、調査職員が項目に応じた履行確認を現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して毎月適切に管理月報が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者から改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される運営協議会（国職員と事業者との定例の意見交換の場）等で調整を行い実施している。

①実施状況（主な実施例）

- ・ A I ロボット型芝刈り機によるきめ細やかな芝生管理の実施（令和2年4月～）

北地区にある「ドッグラン」は利用率の高い施設であり、常に良好な状態の芝生コンディションを求められるエリアである為、A I ロボット芝刈り機を導入し、毎日、閉園後から開園前までの間に施工を行うことで、常に一定の芝高をキープし、良好な状態の芝生コンディションを提供している。



A I ロボット芝刈り機によるきめ細やかな芝生管理の実施

- ・ 新規行催事「夏のおもてなし企画」の開催（令和2年7月18日～8月30日）

本来であれば企画提案されていた「サマーフェスティバル」と題した夏期行催事をマスコミ報道、ポスター・チラシ配布等により大々的に広報宣伝活動を行い開催

される予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策として、多集客にならないよう、広報宣伝はFacebook・Instagram等のSNSを利用したデジタル広告のみとし、行催事名は付けずに、来園された利用者が快適に楽しく過ごせて満足度の向上を図れる企画として「夏のおもてなし企画」を開催した。

園内では三密防止対策として、人気のエリアである「わらすこひろば」、「湖畔のひろば」への集中を分散するべく、「ふるさと村」をメイン会場としたイベント装飾や仮設休憩所を設置した。新規プログラムとしては、縦横3.6mの大型将棋盤、オセロ盤を多目的ホール前のテラスへの設置、ひまわり畑での記念撮影フォトスポットとして、写真映えする装飾ベンチの設置、ふるさと村の装飾として入口ゲートからふるさと村までの園路沿いに吹き流し、津軽の家の庭に風車をあしらったパネルを展示しフォトジェニックな空間を演出するなど、好評を得た。



夏のおもてなし企画

・新規行催事「秋のおもてなし企画」の開催（令和2年9月19日～11月23日）

前述の「夏のおもてなし企画」と同様に、本来であれば「COKOフェスタ」を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、来園された利用者が快適に楽しく過ごせて満足度の向上を図る企画として「秋のおもてなし企画」を開催した。広報宣伝に関しては夏期よりも活動を強化し、新たにみちのく公園公式YouTubeチャンネルを立ち上げ、公園紹介動画の配信を開始した。

その他、Facebook・Instagram等、SNSを活用し、旬な草花開花状況や体験型プログラム等の情報について発信したところ、閲覧画面の「いいね👍」の数が毎月増加していることから、ファンが定着してきていると推測される。

その他、「いも煮会ひろば」の活用促進を図るべく、いも煮会ひろばの炉、テーブルを修繕し、レイアウトも含めて、「きれいで利用しやすい空間」をテーマにリニューアルを図った。また、土日祝日を中心にタープやテーブルセット等のレンタル、炭や薪、いも煮食材の販売を行い、「手ぶらでいも煮会」等のサービスの充実を図り、好評を得た。

②評価

改善提案による改善実施事項として実施した新規項目、行催事や利用プログラムは、コロナ禍での利用者サービスの質の向上や入園者の獲得につながった。特に、令和2年度から実施したFacebook・Instagramによるデジタル広告の実施による反響が大きく、集客要因の一つになっていると推測される。さらに、YouTubeを活用した公園紹介動画についても公式チャンネル立ち上げ以前の視聴回数と比べ、増加した。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成24年度）と令和2年度の実施経費を比較すると、削減額は-73,016千円（削減率-20%）となる。

この主な要因として、公共工事設計労務単価の上昇と供用面積の増加の2点が考えられる。公共工事設計労務単価を平成24年度の労務単価に置き換え、さらに平成26年度の

供用面積の大規模な増加に伴い増えた経費を差し引くと、令和2年度の実施経費が361,715千円となり、2,600千円(0.7%)の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額	労務単価等による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	364,314,286 円 (平成24年度)	同左
実施経費 (税抜) (B)	4年0ヶ月：1,765,000,000円 令和元年度：43,090,000円 令和2年度：437,330,000円 令和3年度：439,270,000円 令和4年度：443,330,000円 令和5年度：401,980,000円	<令和2年度の実施経費> 361,714,701円
削減額 (C) =(A)-(B)	<令和2年度との比較> △73,015,714 円	<令和2年度との比較> 2,599,585 円
削減率 (C/A×100)	<令和2年度との比較> △20.0%	<令和2年度との比較> 0.7%

3. その他(特記事項に係る経緯等)

法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

東北地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- ・入札公告から申請書類等の受付期間の延長
市場化テスト1期目(平成24年度入札公告)では22日間であったが、市場化テスト3期目(平成31年度入札公告)では27日間に延長した。
- ・入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト3期目に新たに実施した。
- ・包括的な質の設定に関する改善
市場化テスト1期目では年間及び四半期毎に達成すべき質について設定していたが、市場化テスト3期目では事業者の自由な提案を求めるため、年間(公園特性を生かした植物管理は4月～12月)のみ達成すべき質を設定した。
- ・収益施設等設置管理運営業務の対象拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、自主事業の対象に、飲食・物販施設等の設置運営、指定する既存施設の改修運営を追加した。
- ・提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1期目	市場化テスト 3期目
自主事業の提案	10点	20点
収益施設の運営に関する提案	10点	20点
従来の実施方法に対する改善提案	10点	25点
(参考) 提案項目審査の合計点	145点	180点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

・開園期間中の業務責任者の実施体制を改善

開園期間中の総括責任者及び業務責任者の勤務体制について、市場化テスト1期目は総括責任者及び業務責任者のうち2名以上が勤務することとなっていたが、市場化テスト3期目は総括責任者1名もしくは業務責任者のうち2名以上が勤務する体制へと緩和した。

・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応募者は1者となっている。1者応募になった原因を探るため、上記4.(1)で広報した入札参加が期待される関係団体等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見が複数者からあったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。これを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年4月に東北地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度及び令和2年度の、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」については、令和元年度は、「公園利用者数の確保」及び「多様な利用プログラムの提供」について未達成、令和2年度は「公園利用者数の確保」、「公園特性を生かした植物管理（花や水の風景に関する満足度）」、「多様な利用プログラムの提供」、「情報受発信」について未達成の結果であった。「公園利用者数の確保」、「多様な利用プログラムの提供」、「情報受発信」については、新型コロナウイルス感染症対策による臨時閉園措置や再開園してからの大型行催事、利用プログラムを自粛したことが要因であると思料する。「公園特性を生かした植物管理（花や水の風景に関する満足度）」については、利用者満足度調査の結果にて、「花が少ない」、「花壇・花畑の雑草が多い」等の花修景に関するマイナス意見が複数あったことから、原因である花畑の排水環境の改良や、今後の管理方法について、時期を逸さない植生管理の改善を図っている状況である。

また、各種改善提案・企画提案については、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの提供等に努めており、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

特に、コロナ禍での広報宣伝活動においては、社会状況を鑑みながらの段階を踏んでの情報発信、利用プログラムについても利用者が安全に利用でき、且つ、楽しんでもらえるような仕組みの計画、実施を行うことにより「利用者満足度」を向上させている点は評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で3期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者の法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後も、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、3期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、概ね良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入前（平成24年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後9年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト2期目、3期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、事業者において人員を確保することが困難であることが要因と考えられる。

しかし、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によって業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、東北地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。